

施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
二十七 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項
二十八 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十
八号）第二条の消費者の権利の尊重及びそ
の自立の支援その他の基本理念の実現並びに
消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営
むことができる社会の実現のための基本的な
政策に関する事項
二十九 こどもが自立した個人としてひとしく
健やかに成長することのできる社会の実現に
向けた基本的な政策に関する事項
三十 結婚、出産又は育児に希望を持つことが
できる社会環境の整備等少子化の克服に向け
た基本的な政策に関する事項
三十一 子ども・若者育成支援推進法（平成二十
一年法律第七十一号）第一条に規定する子
ども・若者育成支援に関する事項
三十二 海洋に関する施策の総合的かつ計画的
な推進を図るために基本的な政策に関する事項
三十三 重要施設周辺及び国境離島等における
土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に
関する法律（令和三年法律第八十四号）に基
づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離
島機能を阻害する土地等の利用の防止のため
の基本的な政策に関する事項
三十四 経済施策を一體的に講ずることによる
安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年
法律第四十三号）に基づく経済施策を一体
的に講ずることによる安全保障の確保の推進
のための基本的な政策に関する事項
三十五 重要経済安保情報の保護及び活用に関
する法律（令和六年法律第二十七号）に基づ
く重要経済情報の保護及び活用のための
基本的な政策に関する事項
三十六 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進
法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定
するものをいう。第三項第二十七号の六にお
ける「重要経済情報の保護及び活用のための
基本的な政策に関する事項」）の推進を図るための
基本的な政策に関する事項
三十七 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第
一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長
とし、前項に規定する事務を主たる事務とする
内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内
閣の重要な政策について、当該重要な政策に關して

2

閣議において決定された基本的な方針に基づい
て、行政各部の施策の統一を図るために必要と
なる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
をつかさどる。
二二 前二項に定めるものほか、内閣府は、前条
第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務
をつかさどる。
一 内外の経済動向の分析に関すること。
二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する
事務（他省の所掌に属するものを除く。）
二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九
条第一項に規定する基本計画の認定に関する
こと。
三 民間資金等の活用による公共施設等の整備
等の促進に関する法律（平成十一年法律第百
十七号）第四条第一項に規定する特定事業の
実施に関する基本的な方針の策定及び推進に
関すること。
三の二 構造改革特別区域法第四条第一項に規
定する構造改革特別区域計画の認定に関する
こと。
三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地
域再生計画の認定に関すること、同法第十三
条第一項の交付金に関すること（同法第五条
第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に
充てるための交付金については、当該交付金
を充てて行う事業に関する関係行政機関の經
費の配分計画に関する限り）、同法第
十四条第一項に規定する指定金融機関の指定
及び同項に規定する地域再生支援利子補給金
の支給に関すること並びに同法第十五条第一
項に規定する利子補給金の支給に関すること。
三の四 地域における大学の振興及び若者の雇
用機会の創出による若者の修学及び就業の促
進に関する法律（平成三十年法律第三十七
号）第四条第一項に規定する基本指針の策定
に関すること、同法第五条第一項に規定する
計画の認定に関すること及び同法第十二条の
交付金に関すること。
三の五 道州制特別区域における広域行政の推
進に関する法律第七条第一項に規定する道州
制特別区域計画に関すること。
三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定す
る国際戦略総合特別区域の指定に関するこ
と、同法第十二条第一項に規定する国際戦略

総合特別区域計画の認定に関すること、同法
第二十八条第一項に規定する指定金融機関の
指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支
援利子補給金の支給に関すること、同法第三
十一条第一項に規定する地域活性化総合特別
区域の指定に関すること、同法第三十五条第
一项に規定する地域活性化総合特別区域計画
の認定に関すること、同法第五十六条第一項
に規定する指定金融機関の指定及び同項に規
定する地域活性化総合特区支援利子補給金の
支給に関すること並びに総合特別区域におけ
る産業の国際競争力の強化及び地域の活性化
に関する関係行政機関の事務の調整に関する
こと。
三の七 国家戦略特別区域の指定に関するこ
と、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定
する区域計画に関すること、同法第十六条の
第四項に規定する指針及び同法第十六条の
第五項に規定する指針の作成に関するこ
と、同法第二十八条第一項に規定する指定金
融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特
区支援利子補給金の支給に関すること並びに
国家戦略特別区域における産業の国際競争力
の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に
関する関係行政機関の事務の調整に関するこ
と。
四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処
理に関する関係行政機関の事務の調整に関する
こと。

五 経済活動及び社会活動についての経済理論
その他これに類する理論を用いた研究（大学
及び大学共同利用機関におけるものを除く。）
に関すること。
六 国民経済計算に関すること。
六の二 第一項第十二号の改革を推進するため
の基本的な政策に関する施策の実施の推進及
びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調
整に関すること。
七 科学技術・イノベーション基本計画（科学
技術・イノベーション基本法第十二条第一項
に規定するものをいう。）の策定及び推進に
関すること。
八 防災に関する組織（灾害対策基本法（昭和
三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定
するものをいう。）の設置及び運営並びに防
災計画（同法第二条第七号に規定するものを
いう。）に関すること。
八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武
力攻撃事態等における国民の保護のための措
置に関する法律（平成十六年法律第百十二
号）第七十五条第一項に規定するものをい
う。）の救援に関すること。
九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別
の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法
律第百五十号）第二条第一項に規定するものを
いう。）及び当該激甚災害に対し適用すべ
き措置の指定に関すること。
十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の權
利利益の保全等を図るために特別措置に関す
る法律（平成八年法律第八十五号）第二条第
二項に規定するものをいう。）の策定及び推進に
関すること。

の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものを作成及び推進すること。

四十五 交通安全基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)第二十二条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進すること。(国土交通省の所掌に属するものを除く。)

四十五の二 性的指向及びジエンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)第八条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進すること。

四十六 原子力の研究、開発及び利用に関する行政機関の事務の調整に関するもの(安全の確保のうちその実施に関するものを除く)。

四十七 地方制度に関する重要な事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務。

四十八 選挙制度に関する重要な事項に係る事務の連絡調整に関する事務。

四十九 国会等(国会等の移転に関する法律(平成四年法律第一百九号)第一条に規定するものをいう。)の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関する事務。

五十 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務。

五一 国際平和協力業務(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三条第五号に規定するものをいう。)及び物資協力(同条第六号に規定するものをいう。)に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)

五十二 科学に関する重要な事項の審議及び研究の連絡に関する事務。

五十三 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第一百四十三号)第二条、第四条から第六条まで、第十二条の二、第十三条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務(他省の所掌に属するものを除く。)

五十四 公益社団法人及び公益財團法人に関する事務。

五十四の二 国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第十八条の七第二項及び第一百六条の五第二項に規定する事務。

五十四の三 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)第十八条第二項に規定する事務。

五十四の四 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

五十四の五 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十九号)第十四条の三第一項に規定する事務。

五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第二条に規定する事務。

五十八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務。

五十九 警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)第五条第四項及び第五項に規定する事務。

五十九の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第一百三十二条に規定する事務。

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第二百十五条に規定する事務。

六十 金融庁設置法(平成十年法律第一百三十号)第四条第一項に規定する事務。

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務。

六十二 こども家庭庁設置法第四条第一項に規定する事務。

六十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき内閣府に属させられた事務。

第六条 内閣府の長は、内閣総理大臣とする。

第六条 内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。

(内閣総理大臣の権限)

第七条 内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するた

止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めるにあればならない。

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するた

め、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7 内閣総理大臣は、第三条第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を行つて、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

第八条 内閣官房長官及び内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行ふほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府

2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びにデジタル庁及び国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を發揮しなければならない。

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行ふほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要な政策において、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務(同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものに限る)においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)を掌理する職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもつて充てる。

3 第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務(同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものに限る)においては、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

4 第十条 第四条第一項第二十二号から第二十四号まで及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

5 第十一条 第四条第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務(金融庁設置法第四条第三項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。)並びに第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

6 第十二条 第四条第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務(金融庁設置法第四条第三項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。)並びに第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

7 第十三条 第四条第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務(金融庁設置法第四条第三項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。)並びに第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十二条 第二十九号から第三十号までに掲げる事務、同条第二項に規定する事務（こども家庭庁設置法第四条第三項の規定によりこども家庭庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

特命担当大臣は、前項の規定により勧告した事項に対し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（副大臣）

第十三条 内閣府に、副大臣三人を置く。

内閣府に、前項の副大臣のほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもつて充てられる副大臣を置くことができる。

副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るもの）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの）を処理する。

各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十四条 内閣府に、大臣政務官三人を置く。

内閣府に、前項の大臣政務官のほか、デジタル府又は他省の大蔵政務官の職を占める者をもつて充てられる大臣政務官を置くことができる。

大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るもの）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの）を処理する。

各大臣政務官の行う前項の職務の範囲について、内閣総理大臣の定めるところによる。

内閣総理大臣の定めるとところによる。

大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

（大臣補佐官）

第十四条の二 内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができる。

内閣府に、六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合には、前項の大蔵補佐官のほか、他省の大蔵補佐官の職を占める者をもつて充てられる大臣補佐官を置くことができる。

大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るもの）を処理する。

内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

大臣補佐官の任命は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、一部を置くことができる。

第一項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、一部を置くことができる。

第一項の官房及び局並びに前項の部には、課及び室長を置くことができる。

第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

第一項の局、第二項の部並びに前項の課及び室長を置く室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置くことができる。

第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

第一項の局又は第二項の部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を括り整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に准ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

第一項の局長に准ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

常勤の大蔵補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

（事務次官）

第十五条 内閣府に、事務次官一人を置く。

前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府（宮内

府、大臣委員会等、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁を除く。）の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節 第一款 内部部局等

（内閣府審議官）

第十六条 本府に、内閣府審議官一人を置く。

内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内

保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（内部部局等）

本府には、その所掌事務を遂行するた

め、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に准ずるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるとところによる。

前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、一部を置くことができる。

第一項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、一部を置くことができる。

第一項の官房及び局並びに前項の部には、課及び室長を置くことができる。

第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

第一項の局、第二項の部並びに前項の課及び室長を置く室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置くことができる。

第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

第一項の局又は第二項の部には、次長を置く

ことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を括り整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に准ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

第一項の局長に准ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

常勤の大蔵補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

（事務次官）

第十六条の二 内閣府に、内閣府審議官一人を置く。

内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内

保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁を除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの）を処理する。

各大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るもの）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの）を処理する。

各大臣政務官の任命は、内閣が行う。

前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、一部を置くことができる。

第一項の官房及び局並びに前項の部には、課及び室長を置くことができる。

第一項の官房には、長を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第一項の局、第二項の部並びに前項の課及び室長を置く室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置くことができる。

第一項の官房には、長を置くことができるものとし、これらの設置及び職務は、政令で定める。

第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を括り整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に准ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

第一項の局長に准ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

常勤の大蔵補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

（事務次官）

第十七条 本府には、その所掌事務を遂行するた

め、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に准ずるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるとところによる。

前項に定めるものとし、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要な政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるとところによる。

（内閣府審議官）

第十八条 本府に、内閣府審議官一人を置く。

内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内

保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁を除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの）を処理する。

各大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るもの）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの）を処理する。

各大臣政務官の任命は、内閣が行う。

前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、一部を置くことができる。

第一項の官房及び局並びに前項の部には、課及び室長を置くことができる。

第一項の官房には、長を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第一項の局、第二項の部並びに前項の課及び室長を置く室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置くことができる。

第一項の官房には、長を置くことができるものとし、これらの設置及び職務は、政令で定める。

第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を括り整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に准ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

第一項の局長に准ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

常勤の大蔵補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

（事務次官）

第十九条 総合科学技術・イノベーション会議

（所掌事務等）

（内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策（第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について講じられる政策をいう。以下同じ。）に関する重要事項について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画その他の経済財政政策に関する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に關し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

（内閣府審議官）

第二款 重要政策に関する会議

（内閣府審議官）

		政策策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。
4		会議は、経済財政政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する重要な事項に関する第一項第一号に規定する重要な事項に關し、経済財政政策担当大臣に意見を述べることができる。
		(組織)
第二十条	会議は、議長及び議員十人以内をもつて組織する。	
2	(議長)	
第二十一条	議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。	
2	議長は、会務を総理する。	
3	議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。	
4	経済財政政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかるらず、経済財政政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。(議員)	
第二十二条	議員は、次に掲げる者をもつて充てる。	
1	内閣官房長官	
2	経済財政政策担当大臣	
3	各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
4	法律で国務大臣をもつてその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
5	前二号に定めるものほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
6	関係機関(國の行政機関を除く。)の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者	
7	経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者	
2	議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかるらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。	
3	第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の四未満であつてはならない。	
4	第一項第五号から第七号までに掲げる議員は、非常勤とする。	
2	(資料提出の要求等)	
第二十四条	会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要な他の関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。	
2	前項の議員は、再任されることができる。	
2	(議員の任期)	
第二十五条	前条第一項第六号及び第七号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2	前項の議員は、再任されることはできる。	
2	(資料提出の要件)	
第二十六条	総合科学技術・イノベーション会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。	
1	内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策について調査審議すること。	
2	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要な事項について調査審議すること。	
3	科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。	
4	内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるインベーションの創出の促進を図るために環境の総合的な整備に関する重要な事項について調査審議すること。	
5	第一号に規定する基本的な政策並びに第二号及び前号に規定する重要な事項に關し、それが当該各号に規定する大臣に意見を述べること。	
2	第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第十三号から第十六号まで	
2	(議員の任命)	
第二十七条	会議は、議長及び議員十四人以内をもつて組織する。	
2	(議長)	
2	議長は、会務を総理する。	
3	議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。	
4	科学技術政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかるらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。(議員)	
2	議員は、次に掲げる者をもつて充てる。	
1	内閣官房長官	
2	科学技術政策担当大臣	
3	各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
4	法律で国務大臣をもつてその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
5	前二号に定めるものほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
6	内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策について調査審議すること。	
7	内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるインベーションの創出の促進を図るために環境の総合的な整備に関する重要な事項について調査審議すること。	
8	内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるインベーションの創出の促進を図るために環境の総合的な整備に関する重要な事項について調査審議すること。	
9	第一号に規定する基本的な政策並びに第二号及び前号に規定する重要な事項に關し、それが当該各号に規定する大臣に意見を述べること。	
2	第九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役	
2	(議員の任命)	
第二十八条	会議は、内閣総理大臣をもつて充てる。	
2	議長は、会務を総理する。	
3	議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。	
4	科学技術政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかるらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。(議員)	
2	議員は、次に掲げる者をもつて充てる。	
1	内閣官房長官	
2	科学技術政策担当大臣	
3	各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
4	法律で国務大臣をもつてその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
5	前二号に定めるものほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
6	科学又は技術に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者	
7	第七条及び前項の規定にかかるらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。	
2	第一項第五号から第七号までに掲げる議員は、非常勤とする。	
2	(議員の任期)	
第二十九条	会議は、内閣総理大臣をもつて充てる。	
2	(議員の任命)	
第三十条	内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。	
2	前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるらず、同号に掲げる議員を任命することができる。	
3	前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免する必要がある。	
4	第一項の議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。	
2	(議員の任期)	
第三十一条	第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2	前項の議員は、再任されることができる。	
3	第一項の議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。	
3	(議員の任期)	
第三十二条	内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができるとする。	
2	(議員の罷免)	
第三十三条	第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員(同項第五号に掲げる議員にあっては、一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	
2	第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役	

3	科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。	2	北方対策本部に、所要の職員を置く。
4	前二項に定めるもののほか、科学技術・イノベーション推進事務局長とする。	3	第二項から前項までに定めるもののほか、北
5	ベーション推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。	4	方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
6	科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。	5	第三項に規定する所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところによ
7	北方対策本部に、北方対策副本部長を置く。	6	り、地方支分部局を置くことができる。
(健康・医療戦略推進事務局)		(総合海洋政策推進事務局)	
1	前二項に定めるもののほか、科学技術・イノベーション推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。	2	四条第一項第三十二号に掲げる事務をつかさど
2	健康・医療戦略推進事務局の長は、健康・医療戦略推進事務局長とする。	3	に第三項第七号の四に掲げる事務をつかさど
3	健康・医療戦略推進事務局に、所要の職員を置く。	4	る。
4	前二項に定めるもののほか、健康・医療戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。	5	(宇宙開発戦略推進事務局)
5	（宇宙開発戦略推進事務局）	6	第四十条の六 宇宙開発戦略推進事務局は、第四
6	条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第七号の八までに掲げる事務をつかさどる。	7	二 宇宙開発戦略推進事務局の長は、宇宙開発戦
7	略推進事務局長とする。	8	略推進事務局に、所要の職員を置く。
8	前二項に定めるもののほか、宇宙開発戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。	9	（北方対策本部）
9	（北方対策本部）	10	第四十一条 北方対策本部は、第四条第一項第二
10	十四号及び第三項第二十三号から第二十六号ま	11	二 宇宙開発戦略推進事務局に、所要の職員を置く。
11	でに掲げる事務をつかさどる。	12	（北方対策本部の所掌事務を統括する。）
12	北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、第十条の特命担当大臣をもつて充てる。	13	4 第四十二条 金融危機対応会議
13	北方対策本部長は、北方対策本部の事務を統括する。	14	（以下この条において「会議」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、及びこれに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつかさどる。
14	北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、第一項関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。	15	4 第四十三条 本府に、沖縄総合事務局を置く。
15	北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。	16	2 第四十四条 本府に、沖縄総合事務局を置く。
16	（第六款 地方支分部局 第一日 設置）	17	3 第四十五条 本府に、沖縄総合事務局を置く。

第一目 沖縄総合事務局（所管事務等）

		(総合事務局の所掌事務等)
第四十四条	沖縄総合事務局	(以下「総合事務局」という。)は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。
口	ハ	第一次に掲げる地方支分部局その他の地方政府機関(以下「地方支分部局等」という。)において所掌することとされている事務
ロ	ハ	公正取引委員会の事務総局の地方事務所へ
口	ハ	財務局
ロ	ハ	地方農政局
二	ハニホ	経済産業局
口	ハ	地方整備局
二	ハニホ	地方運輸局
二	八	農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第四条第一項第三号に掲げる事務(地方農政局の所掌に属するものを除く。)、同項第五十七号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十五号、第六十七号、第六十八号、第七十四号から第七十六号まで及び第七十九号から第八十二号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務
イ	民有林野に係る次に掲げる事務	
(1)	イ	森林資源の確保及び総合的な利用に関する事務
(2)	イ	林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関する事務
(3)	イ	(国営に係る森林治水事業を実施することを除く。)
(4)	林の保護に関する事務	
(5)	林野の保全に係る地すべり防止に関する事務	
(6)	林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事務の助成及び監督に関するること。	
口	ハ	林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務に係る地すべり防止に関する事務
ハ	ハ	持続的な養殖生産の確保に関すること。
栽培漁業の促進に関すること。		
二	二	水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。
四	四	総合事務局は、前項の事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定める者の指揮監督を受けるものとする。
三	三	一 公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務 公正取引委員会
二	二	二 財務局において所掌することとされている事務 財務大臣(金融庁の所掌に属する事務については証券取引等監視委員会とする。)
三	三	三 地方農政局において所掌することとされていいる事務及び前項第一号に掲げる事務 農林水産大臣
四	四	四 経済産業局において所掌することとされている事務 経済産業大臣(消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。)
五	五	五 地方整備局及び地方運輸局において所掌することとされている事務 国土交通大臣
四	四	四十五 条 沖縄に係る前条第一項第一号に掲げる事務に関する事務に關しては、政令の定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局等と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局等の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に關する法令の規定を適用する。
2	2	前条第二項及び前項に定めるもののはか、総合事務局において所掌する事務の処理に關し必要な事項は、内閣総理大臣と関係行政機関の長が協議して定める。
3	3	前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所掌する行政機関の長が告示するものとする。
四	四	四十六 条 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。
(事務所及びその支所)		
四十七 条	内閣総理大臣は、総合事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所を置くことができる。	
内閣総理大臣は、総合事務局の事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所を置くことができる。		

3 総合事務局の事務所及び事務所の支所の名稱、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織	て、官房及び局を置くことができる。
は、内閣府令で定める。	このにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。
第四十八条 宮内庁は、内閣府に置かれるものと定めるところによる。	第五十二条第二項の規定は、前項の命令について、官房及び局を置くことができる。
第四十九条 宮内庁の設置、組織及び所掌事務について、官内庁法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。	第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。
第五十条 宮内庁の長は、委員長とし、府の長は、長官とする。	第一項及び第三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。
第五十一条 委員会及び府（以下それぞれ「委員会」及び「府」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。	第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び第三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。
第五十二条 委員会及び府の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。	第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第五十三条 委員会の内部部局	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第五十四条 委員会及び府には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第五十五条 委員会及び府には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第五十六条 委員会及び府には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第五十七条 委員会及び府には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第五十八条 各委員会の委員長及び各府の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第五十九条 各府の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めるところにより、内閣府令を發することができる。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第六十条 宮内庁の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めるところにより、内閣府令を發することができる。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第六十一条 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第六十二条 第五十三条第二項の規定により官房（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第六十三条 第五十三条第二項の規定により官房（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び府は、次の表の上欄に掲げるものをとし、この法律に定めるもののか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。
第六十五条 内閣府に、内閣府事務官、内閣府技官その他所要の職員を置く。	第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に「一条を加える改正規定に限る。」、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十二条(大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三条))第二十七条第三項の改正規定に限る。」、第十三条(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第二百五十六号)第二十八条第一項の表第八十一条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。)及び第十五条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第八十六条の改正規定に限る。)及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日を施行する。(政令への委任)

(第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。)

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二九日法律第六八七号) 抄

(施行期日)

第五条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

2 めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人
事院の所掌する事項については、人事院規則）
で定める。

附 則（平成二五年一月一日法律第二百四十九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成二五年一月一三日法律第二百五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第二条 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。
附 則（平成二六年四月一八日法律第二百二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
（処分等の効力）
第十一条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続きその他の行為である。この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律によつて改訂後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。
（命令の効力）
第十二条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は總務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定

(その他の経過措置)
第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

**附 則 (平成二六年五月一日法律第三一
号) 抄 (施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に内閣府設置法第二十九条第一項第六号に掲げる議員である者の任期については、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(政令への委任)

**附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
七号) 抄 (施行期日)**

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第一項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

「正本及び」を加える部分に限る。) に限る。) 、「第二十二条、第二十五条、第二十六条、第三十二条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

掲げる改正規定を除く。) 及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条

第一条 (施行期日)
この法律は、二〇二〇年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。
(処分等に関する経過措置)

掲げる改正規定を除く。) 及び第十条の規定
並びに附則第四条から第六条まで、第十二条
から第十八条まで、第二十三条、第二十四
条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第
三十二条、第三十三条及び第三十五条の規
定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の
日のいずれか遅い日

附 則 (令和三年六月一八日法律第七七
号) 拝
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年十月一日から施行
する。

附則（令和四年六月二一日法律第七七号）抄
施行期日

附 則（令和三年五月一九日法律第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条、第十三条、第十四条、第十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条並びに次条から附則第四条まで、第九条及び第十条の規定

二 附則第十一条及び第十二条の規定

（施行期日）

年九月一日

附 則（令和三年六月一六日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中沖縄振興特別措置法附則第二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第十二条、第二十六条及び第二十七条の規定

附 則 (令和四年五月一八日法律第四三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条並びに附則第三条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号)

この法律の施行前に既に法令の規定により従前の國の機関に対し申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の國の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一号 拝
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (令和五年一月一九日法律第七
二 附則第六十八条の規定 公布の日
二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十一第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二

条の規定、第五条中農業協同組合法第十六条第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第一百七条第一項及び第一百七十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第二項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一条第一項、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）は、政令で定める。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年一二月一三日法律第八六号）

（施行期日）

1 五年法律第八十五号の施行の日から施行する。

附 則（令和六年五月一七日法律第二七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（基準の変更に係る部分を除く。）の規定並びに附則第五条、第六条及び第八条から第十条までの規定は、公布の日から施行する。